

深川市農業委員会総会議事録

(第 1 2 回)

令和4年3月25日

開 会 1 0 時 0 0 分

閉 会 1 0 時 2 5 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

| 議席 | 氏名 | 出席委員 | 欠席委員 |
|----|------|------|------|
| 1 | 栗野良寛 | ○ | |
| 2 | 高橋淳一 | ○ | |
| 3 | 五十嵐剛 | | ○ |
| 4 | 爲井新市 | ○ | |
| 5 | 鈴木陽志 | ○ | |
| 6 | 金谷道宏 | ○ | |
| 7 | 宮武努 | ○ | |
| 8 | 荒井優 | ○ | |
| 9 | 安居博知 | ○ | |
| 10 | 松浦明美 | ○ | |
| 11 | 山川功 | ○ | |
| 12 | 清水義博 | ○ | |
| 13 | 菊入等 | ○ | |
| 14 | 中川幸生 | ○ | |
| 15 | 大川広志 | ○ | |
| 16 | 山田正信 | ○ | |
| 17 | 板垣昭仁 | | ○ |
| 18 | 山崎和徹 | ○ | |
| 19 | 安村一稔 | ○ | |
| 20 | 大森毅英 | ○ | |
| 21 | 伊藤裕美 | ○ | |
| 22 | 青木実 | ○ | |
| 23 | 荒井政明 | ○ | |
| 24 | 廣田和也 | ○ | |
| 25 | 馬木逸男 | | ○ |
| 26 | 塩尻総徳 | ○ | |
| 27 | 清水正勝 | ○ | |

第12回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1 開催日時 | 令和4年3月25日（金）10時00分 |
| 2 開催場所 | デ・アイ2F研修室 |
| 3 出席委員 | 栗野良寛委員 外23名 |
| 4 説明員 | 宮谷局長・後藤次長・藤野係長・佐藤主任・河崎主任 |
| 5 書記 | 佐藤主任 |

宮谷局長

開会宣言（10時00分）

それでは只今から、令和3年度第12回深川市農業委員会総会を開催いたします。五十嵐委員・板垣委員・馬木委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。大森委員については、若干遅れるとの届出がありましたので、ご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

3月18日に深川市の議会が終了しまして、予算も決定となりました。農業委員会に関しては、非農用地利活用促進制度の予算額が560万円と決定しております。このことについては、後ほど農地特別委員会委員長から報告があると思います。コロナの蔓延防止が終わりましたが、中々数字が減らないということで、小学校などで多数の感染者が出ていますので、簡単には収拾がつかないのでしょうか、これからどのようになるか注視していきたいと思います。それと、ロシアのウクライナ侵攻により、世界の穀物相場や飼料への影響も出てくるでしょうから、心配事が絶えない状況ではありますが、4月になりまして忙しくなってきますので、一つ一つ頑張っていきたいと思います。

それでは、ご審議のほど宜しくお願いします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。16番 山田委員、18番 山崎委員を指名します。

菊入会長

次に日程第2、諸般報告（1）農業行政報告はありませんので、（2）農業委員会業務報告を局長から報告願います。

宮谷局長

それでは私から、2月25日の総会以降、本日の総会前までの主な業務について、ご配付の業務報告書をもって報告とさせていただきます。

以上で農業委員会業務報告を終わります。

菊入会長

次に、日程第3、委員会報告に入ります。

（1）農地特別委員会開催結果報告を鈴木委員長より報告願います。

鈴木委員長

（資料に基づき説明）

菊入会長

説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。

（「なし」という声あり）

菊入会長

それでは質疑なし、ということですので報告のとおり承認します。

菊入会長

日程第4、報告に入ります。報告第1号 調整委員の指名について、事務局から説明願います。

| | |
|------|--|
| 河崎主任 | <p>農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は6件で、番号1番と2番が賃貸借に係るあつせん申し出、番号3番から6番が売買に係るあつせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、全て令和4年3月1日です。あつせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 菊入会長 | <p>説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p> <p>（「なし」という声あり）</p> |
| 菊入会長 | <p>それでは質疑等なしということで報告第1号を報告のとおり承認いたします。</p> |
| 菊入会長 | <p>報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局から説明願います。</p> |
| 後藤次長 | <p>平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により、読み替えられてなおその効力を有するものとされた、旧法施行規則第26条の規定及び、農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受取り、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は3件で、1番と2番が旧法分、3番が新法分となっております。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 菊入会長 | <p>説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p> <p>（「なし」という声あり）</p> |
| 菊入会長 | <p>それでは質疑等なしということで報告第2号を報告のとおり承認いたします。</p> |
| 菊入会長 | <p>報告第3号 現況証明書の交付について、事務局から説明願います。</p> |
| 藤野係長 | <p>記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をいたしましたのでご報告いたします。今月は2件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、令和3年度の農地利用状況調査において、年月日不詳より非農地と確認した土地で、農業委員会内規2－（1）－カの「農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合」により「山林」として交付しております。番号2番は、平成13年及び14年に農地法第5条の転用許可を受けている土地で、農業委員会内規2－（1）－アの「法5条の許可があり、転用目的等が完了している場合」により、「宅地」として交付しております。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 菊入会長 | <p>説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。</p> <p>（「なし」という声あり）</p> |
| 菊入会長 | <p>それでは質疑等なしということで報告第3号を報告のとおり承認いたします。</p> |
| 菊入会長 | <p>日程第5、議案に入ります。</p> |
| 菊入会長 | <p>議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局から説明願います。</p> |

| | |
|------|---|
| 河崎主任 | <p>記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は3件で、全て貸主が売買するための解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、全て令和4年3月1日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 菊入会長 | <p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p> |
| 菊入会長 | <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p> |
| 菊入会長 | <p>それでは異議なし、ということで、議案第1号は原案のとおり決定します。</p> |
| 菊入会長 | <p>次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p> |
| 佐藤主任 | <p>ご説明いたします。記載の方々より農地法第3条の規定による農地の権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は2件で、申請地及び申請人氏名・理由・貸付人・借受人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、合意解約により返還された農地を、借受人に使用貸借するもので期間は20年間となっております。番号2番は、後継者へ経営移譲するため使用貸借するもので、期間は20年間となっております。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております。農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 菊入会長 | <p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p> |
| 菊入会長 | <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p> |
| 菊入会長 | <p>それでは異議なし、ということで、議案第2号は原案のとおり決定します。</p> |
| 菊入会長 | <p>次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p> |
| 河崎主任 | <p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、ご審議をお願いいたします。今月は21件で、番号1番から12番が売買の案件、番号13番から21番が賃貸借の案件です。番号1番は、貸付地及び出し手の残地を、借主に処分するもので、資金対応は自己資金です。番号2番は、合意解約により返還された農地及び残地を、経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応はL資金です。番号3番及び4番は、出し手が耕作不能のため、経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応はいずれも自己資金です。番号5番は、貸付地及び出し手の残地を、借主に処分するもので、資金対応は自己資金です。番号6番から12番は、農地売買等事業による北海道農業公社の買い入れです。出し手理由としましては、番号6番及び11番は、出し手が老齢により経営移譲するため、番号7番及び12番は、合意解約等により返還された農地を処分するため、番号8番及び9番は、出し手が老齢により経営縮小するため、番号10番は、合意解約により返還された農地と残地を処分するためです。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>これら買い入れについては、先月の総会において買入協議の要請をしたものです。番号13番以降は、賃貸借の案件です。番号13番から15番は、不在者財産管理人制度によって選任された財産管理人と受け手との賃借権の設定です。不在者財産管理人制度とは、所有者の所在が不明となった場合に、家庭裁判所により選任された不在者財産管理人によって、所有者に代わり土地等の財産を管理することが出来る制度です。これにより、選任された不在者財産管理人と受け手との間で農地の賃貸借又は売買契約が可能となります。これらはいずれも経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号16番は、出し手が耕作不能のため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は3年間です。番号17から21番は、受け手が北海道農業公社の農地売買等事業による一時貸付を受け、経営拡大を図るもので、期間はいずれも5年間です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 菊入会長 | <p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号17番で清水義博委員の議事参与を制限します。それでは質疑はございませんか。</p> <p>（「なし」という声あり）</p> |
| 菊入会長 | <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」という声あり）</p> |
| 菊入会長 | <p>それでは異議なし、ということで、議案第3号は原案のとおり決定します。</p> |
| 菊入会長 | <p>次に、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p> |
| 後藤次長 | <p>記載の方より農地法第4条の規定による農地転用の許可申請書の提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。今月は1件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。申請地は、農振農用区域内にありますが、用途区分変更手続き中です。申請理由としては、乾燥施設及び駐車場、資材置場等を設置するもので、農地法第4条第6項ただし書きにより「農用区域内農地を農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する」場合に該当し、転用止むを得ないとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 菊入会長 | <p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>（「なし」という声あり）</p> |
| 菊入会長 | <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」という声あり）</p> |
| 菊入会長 | <p>それでは異議なし、ということで、議案第4号は原案のとおり決定します。</p> |
| 菊入会長 | <p>次に、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p> |
| 後藤次長 | <p>記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転の申請書提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。今月は1件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。申請理由としましては、譲受人が一般住宅を建築するもので、譲渡人がこれに賛同したものです。許可申請地は、都市計画法第8条第1</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>項第1号に規定する用途地域が定められた地域であり、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)により、3種農地に該当し、許可相当と認められるものです。説明は以上です。</p> |
| 菊入会長 | <p>説明が終わりました。質疑を受けます。 (「なし」という声あり)</p> |
| 菊入会長 | <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)</p> |
| 菊入会長 | <p>それでは異議なし、ということで、議案第5号は原案のとおり決定します。</p> |
| 菊入会長 | <p>次に、議案第6号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、を議題とします。事務局から説明願います。</p> |
| 後藤次長 | <p>記載の法人より、農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたのでご審議をお願いします。農地所有適格法人の報告につきましては、農地法第6条第1項において、農地所有適格法人は農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならないこととされており、さらに農地法施行規則第58条第1項では、毎年事業年度の終了3ヵ月以内に農地又は採草放牧地の所在地を所管する農業委員会に提出しなければならないとし、農地法施行規則第58条第2項では、提出添付書類が定められております。また、農地所有適格法人の確認すべき要件として、「形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」、「農作業従事要件」の5つの要件があり、農地法により定められた要件を満たすことが農地所有適格法人の絶対条件とされています。農業委員会では提出された報告書と添付書類により、要件を満たしているか把握し、要件が満たされていない法人に対しては、指導を行うことと定められております。報告のありました法人数は8件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら8法人については、いずれも要件の全てを満たすと考えております。 説明は以上です。</p> |
| 菊入会長 | <p>説明が終わりました。質疑を受けます。 (「なし」という声あり)</p> |
| 菊入会長 | <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)</p> |
| 菊入会長 | <p>それでは異議なし、ということで、議案第6号は原案のとおり決定します。 以上で、議事は全て終わりましたので、令和3年度第12回深川市農業委員会総会を終了します。 (総会終了 10時25分)</p> |